

# 福岡県公報

令和四年二月十八日  
第二百七十五号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第三号)

○福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) …………… 一

### 人事委員会

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …………… 一

## 規則

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年二月十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第三号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則(昭和二十五年福岡県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年二月十八日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

### 福岡県人事委員会規則第三号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則(平成元年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

### 附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別表第四第八号中「農業技術の職」の下に、「消防教官の職」を加える。